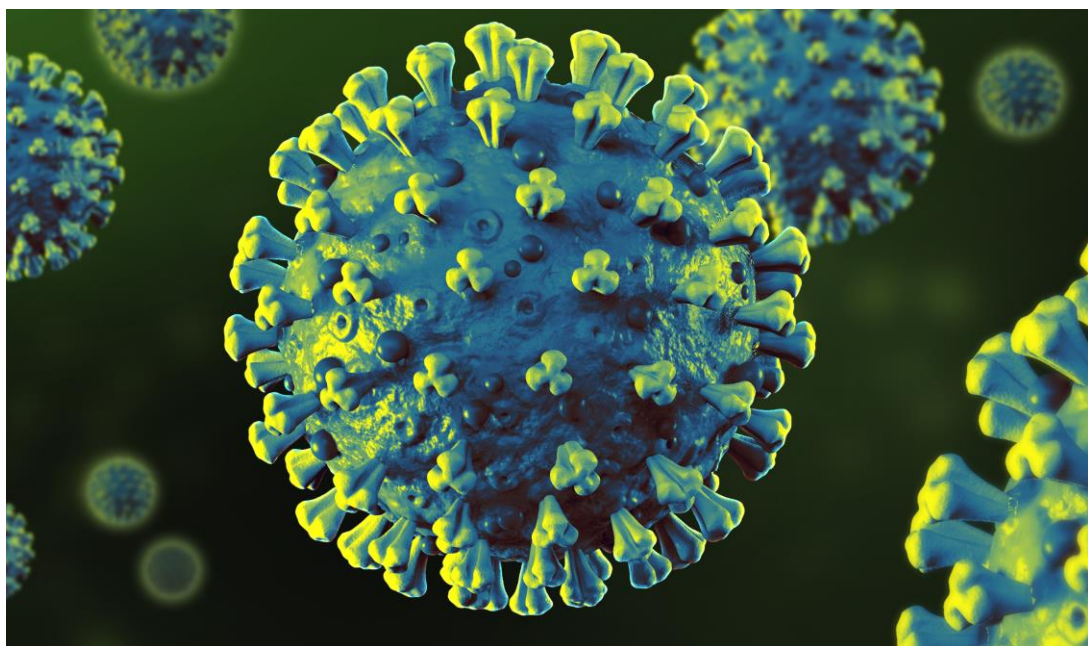


社会保険労務士様向け勉強会

ながの法律事務所 主催
第9回労務問題勉強会

～勉強会テーマ～

「新型コロナウイルス感染症と解雇・退職・雇止め」



開催
日時

4月13日(火) 17:00~18:00

場所

ZOOM開催

費用

無料

定員

先着15名

・弁護士 酒井 宏幸

1978年 県立飯山北高等学校卒業

1983年 専修大学法学部法律学科卒業

1987年 司法試験合格

2004年 ながの法律事務所開設



ながの法律事務所代表弁護士。企業法務に関する幅広い取扱実績がある。運送業者の残業代請求対策や解雇等の労働審判の経験も多い。社会保険労務士向け勉強会の講師を多数担当する。

・弁護士 金井 崇晃

2007年 長野県須坂高等学校卒業

2012年 明治大学法学部法律学科卒業

2014年 中央大学法科大学院修了

同年司法試験合格



2015年 弁護士登録、同時にながの法律事務所入所

労働者側・使用者側の双方の労働事件の取扱い実績が多数ある。最近では、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに関する使用者側の調査業務や労働者側での責任追及に関する案件が多い。

新型コロナウイルス感染症が世間をにぎわし始めて、あっという間に1年が経ちました。社会保険労務士の先生方におかれましては、雇用調整助成金の申請業務などお忙しい日々を送られていたかと存じます。

新型コロナウイルス感染症に起因して、全国で9万5925名、長野県内で2012名の解雇等見込み者がいると報告されています（厚生労働省令和3年3月12日発表）。この1年間で、「タクシー会社が運転手全員を解雇した」など様々なニュースも報道されてきましたが、**現在、あるいは令和3年5月以降、有効に労働者を解雇、雇止め等することができるのでしょうか。**本勉強会では、新型コロナウイルス感染症による業績悪化を理由とする解雇・雇止め等について学んでいきたいと思います。

弊所の社会保険労務士の先生方向け勉強会を1年ぶりに再開させていただくこととなります。弊所としましては初めての試みであるオンライン開催ではありますが、とてもタイムリーなテーマであり、多くの先生方からもご興味のあるテーマとしてご指摘頂いておりました。

多くの先生のお申し込みが予想されますので、お早めにお申し込み下さい。久しぶりに皆様のお顔を拝見できることを、弊所一同、楽しみにしております。

ながの法律事務所のセミナーの特徴

- ・ **少人数の勉強会方式**ですので**気軽に質問**ができます。講師以外の弁護士も出席するので、**他の勉強会より豊富な情報提供とともに活発な情報交換**ができます。
- ・ ご参加頂いた方には**無料法律相談（初回30分）**などの**特典**もありますので、この機会に是非お申込下さい。皆様のご参加をお待ちしております！

【勉強会参加者の声】

- ・ 本日の勉強会の満足度はいかがでしたか。
とても満足。 満足である。 どちらともいえない。 不満である（説明がわかりにくい等）
- ・ 本日の勉強会で満足したこと、不満であったことをお教えてください。

生の判例に則した話が聞ける機会が勉強に非常に。

【勉強会の様子】



【会場地図】



お申込みは下記を記載のうえ、FAXで送信下さい。FAX：026-236-1177

貴事務所名		ご参加者名	
ご事務所所在地		電話番号	
E-mail			

【お問い合わせ先】

ながの法律事務所（長野県弁護士会所属）

住所：長野市西後町624番地3

TEL：026-236-1188

E-mail：kanai@nagano-lo.com

営業時間：午前9時～午後6時

事務所HP：<https://www.nagano-lo.com/>

弁護士 酒井宏幸 山岸重幸 飯田武寛
今井優太 金井崇晃

